

平成20年5月14日

各 位

大阪市中央区西心齋橋一丁目13番15号
日本商業開発株式会社
代表取締役社長 松岡 哲也
(コード番号: 3252 名証セントレックス)
お問い合わせ先
取締役管理本部長 入江 賢治
TEL: 06-4704-9407

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成20年6月26日開催予定の第8期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①現行定款第2条（目的）につきまして、金融商品取引法施行に伴う事業目的の変更及び業容の拡大に対応するための事業目的を追加、修正するものであります。
- ②現行定款第6条（発行可能株式総数）につきまして、将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を29,040株から40,000株に変更するものであります。
- ③現行定款第8条及び第13条につきまして、当社株式の上場に伴い、当社の発行する株券は株式会社証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する規定を加えるため変更するものであります。
- ④現行定款第15条（員数）につきまして、経営体制の充実強化に備えるため、取締役の員数を6名以内から10名以内に変更するものであります。
- ⑤コンプライアンス体制強化のため、監査役会及び会計監査人を設置する旨の規定を新設いたします。
- ⑥その他、上記変更に伴う条数等の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成20年6月26日（木曜日）

以 上

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)</p> <p>┆ (条文省略)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>信託受益権の保有及び販売</u></p> <p>(8) <u>投資顧問業</u></p> <p>(新 設)</p> <p><u>(9)</u></p> <p>┆ (条文省略)</p> <p><u>(39)</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>29,040株</u>とする。</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)</p> <p>┆ (現行どおり)</p> <p>(6)</p> <p>(7) <u>金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業</u></p> <p>(8) <u>金融商品取引法に規定する投資助言・代理業</u></p> <p><u>(9) 金融商品取引法に規定する投資運用業</u></p> <p><u>(10)</u></p> <p>┆ (現行どおり)</p> <p><u>(40)</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,000株</u>とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登</p>

<p>簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条 ┆ (条文省略)</p> <p>第11条 (招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第16条 (条文省略) (任期)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 ┆ (条文省略)</p> <p>第20条 (新設)</p>	<p>録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第9条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第11条 (招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の</u>員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p>(<u>取締役の</u>選任方法)</p> <p>第16条 (現行どおり) (<u>取締役の</u>任期)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>第18条 ┆ (現行どおり)</p> <p>第20条 (<u>取締役会</u>規程)</p> <p>第21条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
--	--

<p>第21条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第22条 <u>取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等という。」)</u> は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第23条 (選任方法)</p> <p>第24条 (任期)</p> <p>第25条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第22条 (現行どおり) (<u>取締役の報酬等</u>)</p> <p>第23条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第24条 (<u>監査役の選任方法</u>)</p> <p>第25条 (<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第26条 (<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第27条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> (<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第28条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u> (<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第29条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u> (<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第30条 (現行どおり) 第6章 会計監査人 (<u>会計監査人の選任方法</u>)</p> <p>第31条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> (<u>会計監査人の任期</u>)</p> <p>第32条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の</u></p>
---	--

<p>(新 設)</p>	<p><u>終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>27</u>条</p> <p>┆ (条文省略)</p> <p>第<u>30</u>条</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第<u>33</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第 <u>34</u> 条</p> <p>┆ (現行どおり)</p> <p>第 <u>37</u> 条</p>

以 上